

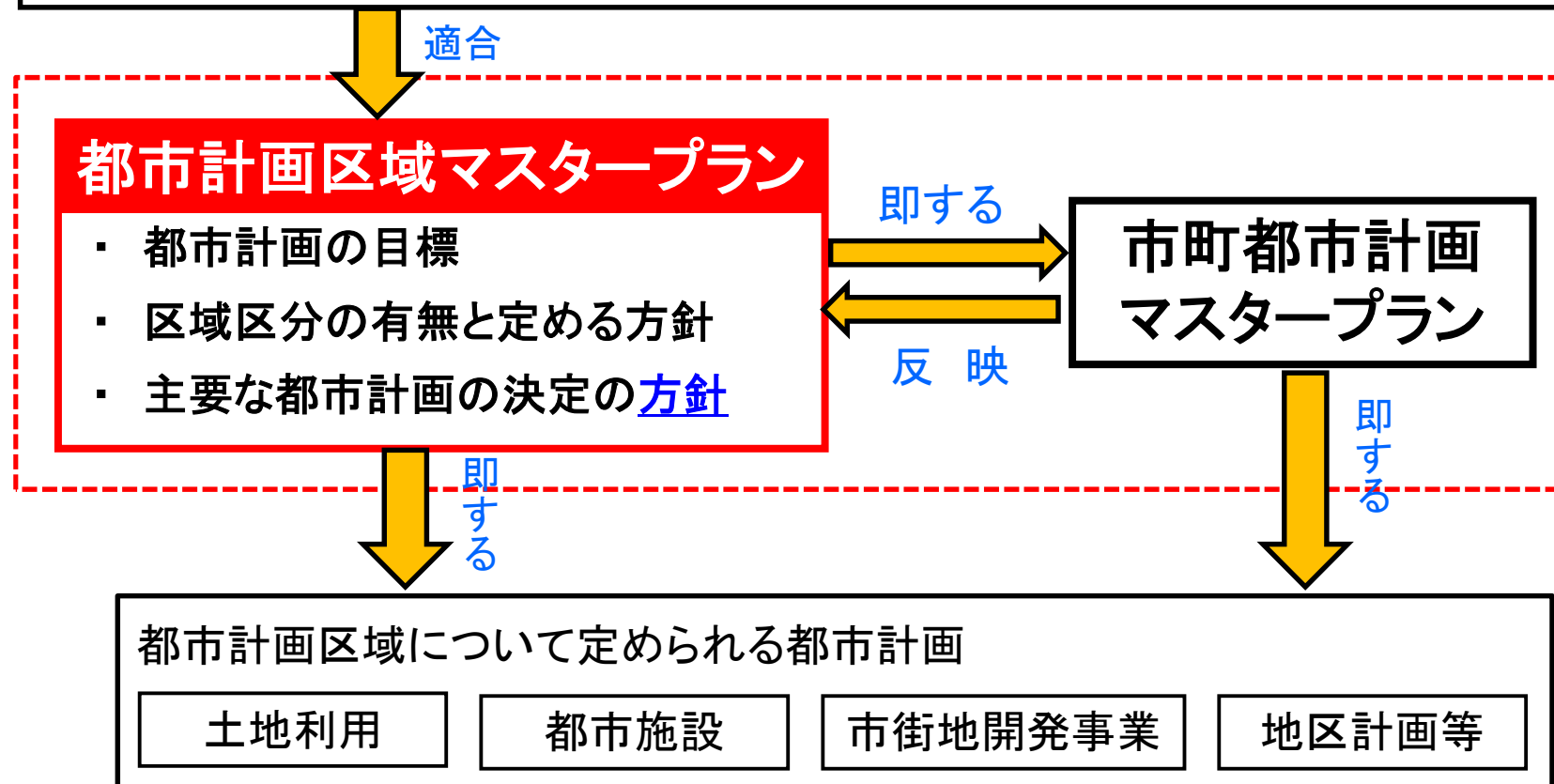
# 都市計画区域マスタープランの改定について

# 都市計画区域マスタープランとは

中長期的な視点に立った都市の将来像を明らかにし、  
都市計画区域ごとの都市計画の基本的な方向性を示す方針

都市計画法第6条の2

国土計画、地方計画、総合計画、宮崎県都市計画に関する基本方針

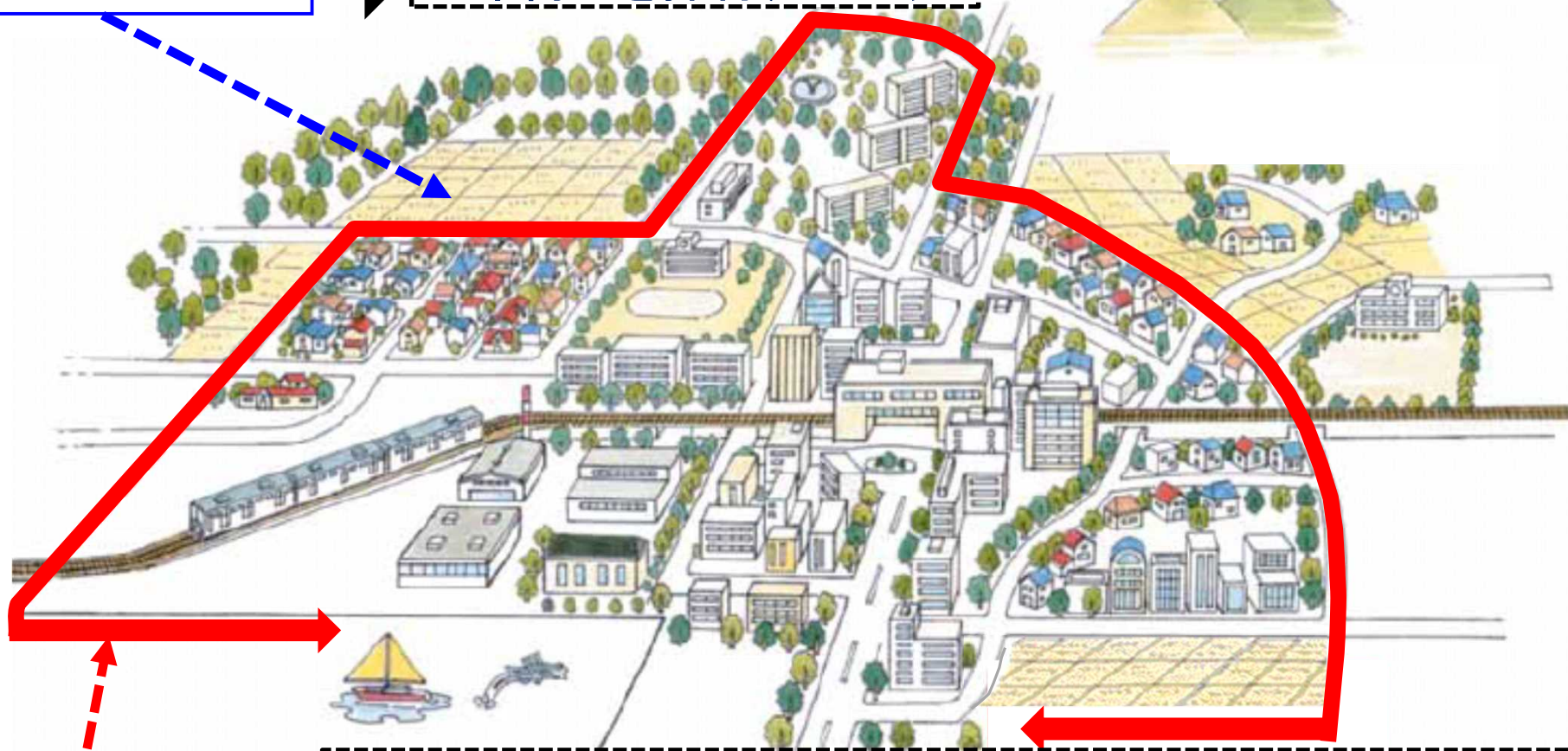


# 区域区分とは

無秩序な市街化を防止し、効率的な公共投資と計画的な市街地形成を図るため、都市計画区域を市街化区域と市街化調整区域に分ける制度

市街化調整区域

・市街化を抑制する区域



市街化区域

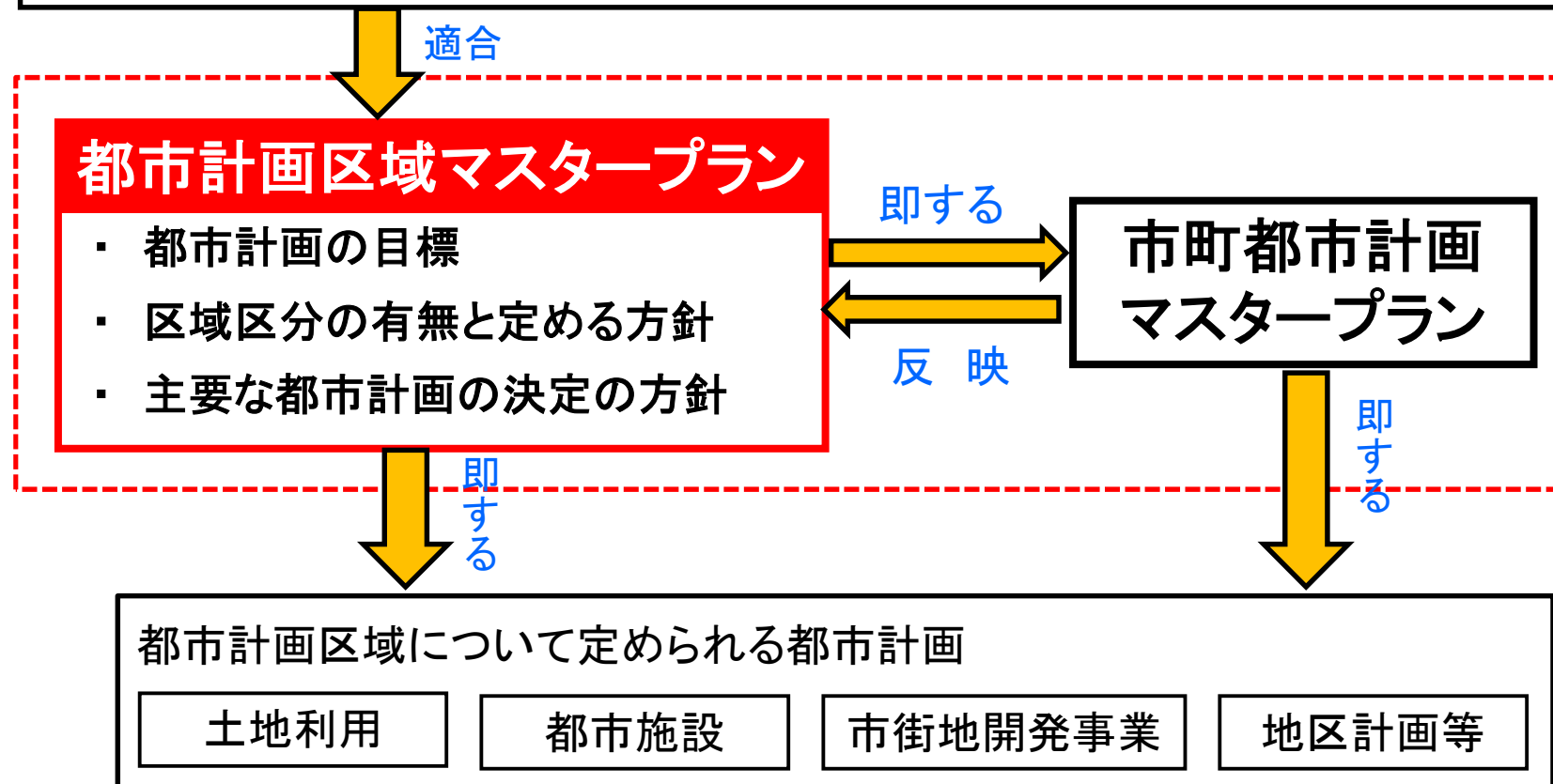
- ・既に市街地を形成している区域
- ・おおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図る区域

# 都市計画区域マスタープランとは

中長期的な視点に立った都市の将来像を明らかにし、  
都市計画区域ごとの都市計画の基本的な方向性を示す方針

都市計画法第6条の2

国土計画、地方計画、総合計画、宮崎県都市計画に関する基本方針



# 都市計画区域マスタープランの策定状況

日常生活など  
一体性のある圏域

6圏域ごとに  
集約

東臼杵・西臼杵圏域

西諸県圏域

児湯圏域

中部圏域

北諸県圏域

南那珂圏域



# 改定の主な内容

## 都市計画の目標

- ・地域毎の市街地像の検証

## 区域区分の決定の有無及び定める際の方針

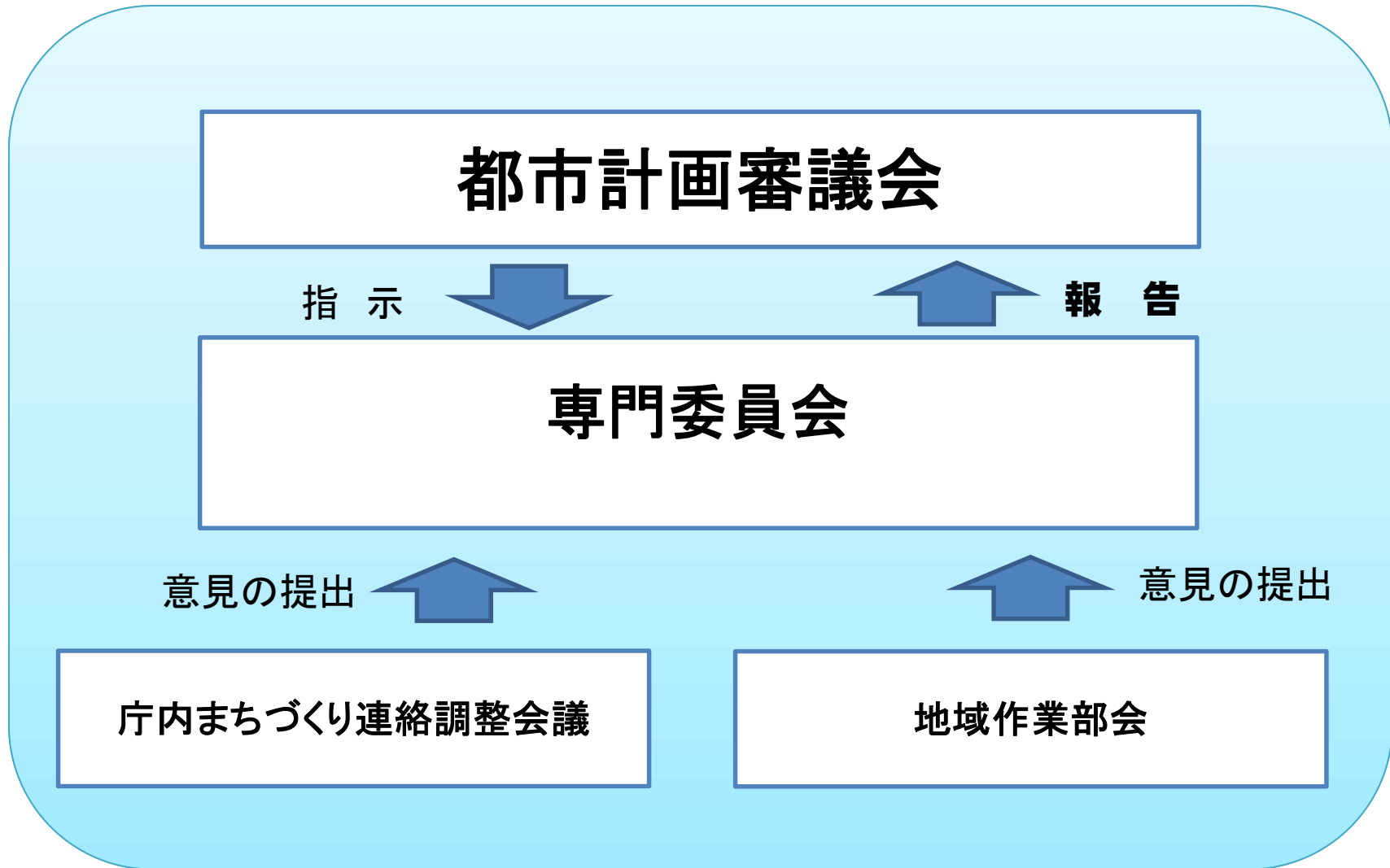
- ・都市計画基礎調査などの結果による検証

## 主要な都市計画の決定方針

- ・優先的に整備する都市施設の検証
- ・防災都市づくりに関する方針の検証

必要な場合見直し

# 改定の進め方 ～組織～



# 専門委員会について

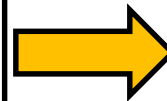
---

審議会条例



- ・特別の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。
- ・専門委員は、知事が委嘱する。

専門委員会  
検討事項



都市計画区域マスタープランの素案の策定に関すること。  
など

## 専門分野

都市計画

法律

経済

防災

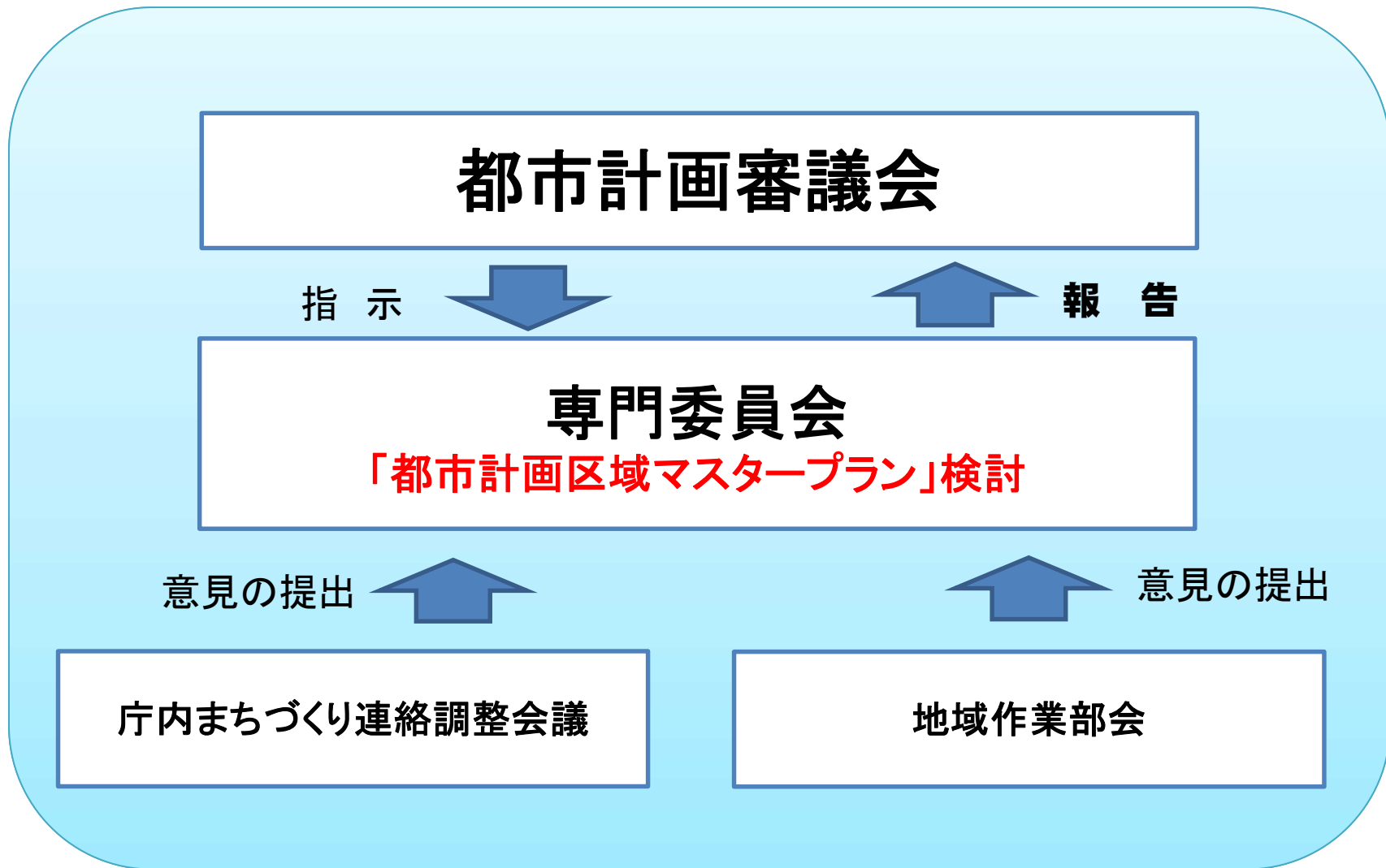
建築

農業

環境



# 改定の進め方 ～組織～



# 改定スケジュール

	R2		R3				R4	
	12月	3月	6月	7月	9月	12月 1月 2月 3月	5月	
都市計画区域 マスタープラン 策定手続き					パブリックコメント		公告・縦覧	都市計画決定
都市計画審議会	報告			報告		報告	審議	
専門委員会		●	●			●	●	